

公募型樹木等採取 応募要領

下館河川事務所は、河川敷に繁茂する樹木の伐採（採取）をする方を公募します。

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 令和6年11月5日

2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募

(2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、更に、洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等の施設に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、河川の状況を把握するための巡視（パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、下館河川事務所では計画的に伐採を行っています。

これまで、経費の縮減と木材の有効活用を図るため、伐採した樹木の無料配布を行っていますが、更なる経費の縮減を図るため、樹木の伐採をする者（以下「採取者」という。）を公募します。

(3) 募集箇所（資料－1、2参照）

- | | |
|------------------|----------------|
| ①栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先 | （鬼怒川左岸85.0k付近） |
| ②栃木県真岡市下籠谷地先 | （鬼怒川左岸68.2k付近） |
| ③茨城県つくば市吉沼地先 | （小貝川左岸38.8k付近） |
| ④茨城県常総市豊田地先 | （小貝川右岸36.5k付近） |
| ⑤茨城県取手市櫛木地先 | （小貝川右岸4.2k付近） |

(4) 作業期間

令和7年1月10日（金）から令和7年5月30日（金）まで

(5) 試行の取り組み

河川の副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行例（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）あし及びかや等を対象に規定されています。河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、河川管理上の支障となることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者が除草や伐採等の取り組み試行を公募するものです。

(6) 根拠法令

①河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という）第25条

【概要】河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを

採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

3. 公募への参加資格

(1) 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。

以下、企業等個人以外に求める資格。

(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

(3) 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。（団体（企業）による応募の場合）

(4) 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（団体（企業）による応募の場合）

4. 応募方法

応募は、下館河川事務所ホームページから応募様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、受付期限内に提出すること。

(1) 提出方法

電子メール又は持参、郵送もしくは託送（簡易書留等記録の残るものに限る。以下「郵送等」という。）によること。

(2) 提出先

a. 電子メールの場合

メールアドレス：ktr-shimodate-kanril@ki.mlit.go.jp

メールの件名を「【公募型樹木等採取への応募】〇〇 〇〇（氏名または団体名）」とすること。また、ファイル容量を3MB以内に収め送付すること。

b. 持参、郵送等の場合

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 管理課

〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 電話 0296(25)2169

(3) 受付期限

別表－1のとおり。

5. 選定方法の概要

(1) 選定者の決定方法

応募書類をもとに、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、選定する。選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施することがある。なお、応募

者の伐採希望面積、伐採希望本数等を勘案し、複数人選定することもある。

なお、上記審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から当方の抽選により選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、別表－１の日までに応募者全員に通知する。メールで応募した方及び応募様式にメールアドレスを記載した方には、メールで通知し、メールアドレスの記載が無い方には、郵送で通知する。

6. 選定後に必要な許可手続き

選定者は、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 13 条第 1 項に定める法第 25 条の許可に係る許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する必要がある。

申請書の提出にあたっては、申請書に伐採作業計画書を添付し、別表－１の期間内に持参又は郵送にて提出すること。なお、詳細については、選定結果の通知後、下館河川事務所の担当者より連絡する。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、伐採の意思無しとみなし、採取者の決定を取り消すことがある。

7. 採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

(1) 採取区域及び樹種等については、資料－２のとおり。

(2) 主体となる樹木

ハリエンジュ（ニセアカシア）、ヤナギ、エノキ

8. 採取の条件、木の枝等の持ち帰り等について

(1) 割当てられた伐採区画内の樹木については、原則的には全て伐採するものとし、伐採した木について、すべて持ち帰るものとする。ただし、非常に大きい樹木等、技術的に伐採が難しい樹木については残しても問題ない。その際は、出張所または事務所担当まで連絡すること。

なお、根及び細断された枝（直径 2cm 程度）については、置いていくことも可能とするが、1～2箇所にとめるなど、出来るだけ整理すること。

(2) 割当てられた伐採区画内及び作業箇所について、日々の作業終了後には常に整理整頓を心掛けること。

(3) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、出張所または事務所担当まで連絡すること。

9. 採取に当たって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

(1) 堤防天端道路を横断する際は、歩行者、自転車、河川管理車両等を優先し十分な安全確認を行い通行すること。

(2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。

(3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

10. 採取を実施する工程

伐採作業から搬出作業まで

11. 作業環境

作業に伴う進入路、車止めは、資料－３のとおり。なお、採取に際して進入路の整備等が必要な場合は、採取者が行うものとする。

12. その他

河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。また、許可受け者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。なお、採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速やかに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

13. 採取料徴収

今回は採取料の徴収は行わないものとする。

14. 完了報告

許可受け者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

15. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

16. 現地説明会

公募期間中の説明会は行わない。

17. 応募様式及び説明資料に対する質問

応募様式及び説明書に関して質問がある場合においては、次に従い提出すること。

(１) 提出方法

質問する場合は、別添の質問書により提出するものとする。質問書には、氏名、住所、電話番号を記載すること。

(2) 送付先

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 管理課 維持係

(3) 受領期間及び回答日

別表－１のとおり。

18. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の申請は無効とし、無効の申請を行った者を決定者としていた場合には決定を取り消す。

別表－１

本公募における手続き期間等

受付時間 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。

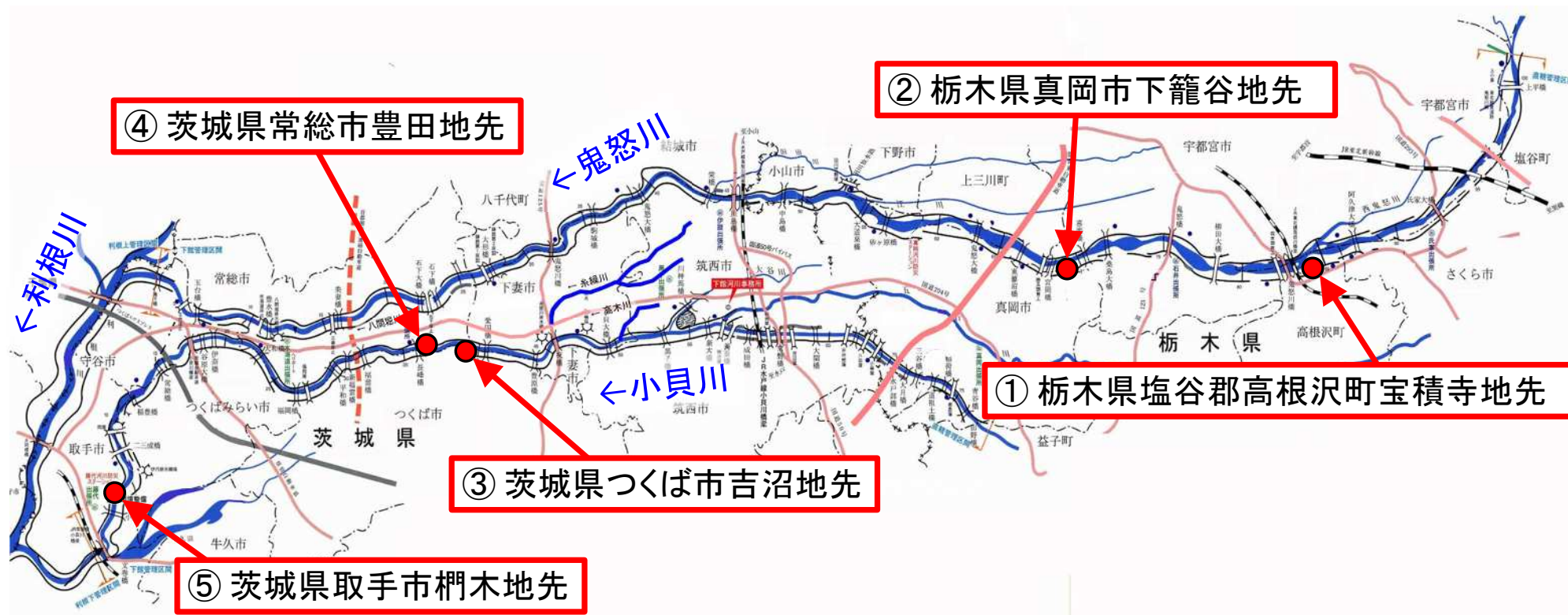
電子メール、郵送等による場合は、各期限の１７時１５分必着。

		第１回	第２回※	第３回※
４．応募方法 （１）③	応募様式の受付期限	令和６年１１月５日（火）から 令和６年１１月２９日（金）まで	令和６年１２月２日（月）から 令和６年１２月２７日（金）まで	令和７年１月６日（月）から 令和７年１月３１日（金）まで
５．選定方法の概要 （２）	選定結果の通知	令和６年１２月４日（水）	令和７年１月８日（水）	令和７年２月５日（水）
６．選定後に必要な 許可手続き	申請書の提出期限	令和６年１２月１９日（木）	令和７年１月２３日（木）	令和７年２月２０日（木）
１７．応募様式及び説明資料に対する質問 （１）	質問の受領期間	令和６年１１月１４日（木）	令和６年１２月１２日（木）	令和７年１月１６日（木）
	質問の回答日	令和６年１１月２０日（水）	令和６年１２月１７日（火）	令和７年１月２１日（火）

※第２回及び第３回の募集については、選定者の採取面積が予定面積に達した場合は終了とさせていただきます。終了する場合は、下館河川事務所ホームページにて公表します。

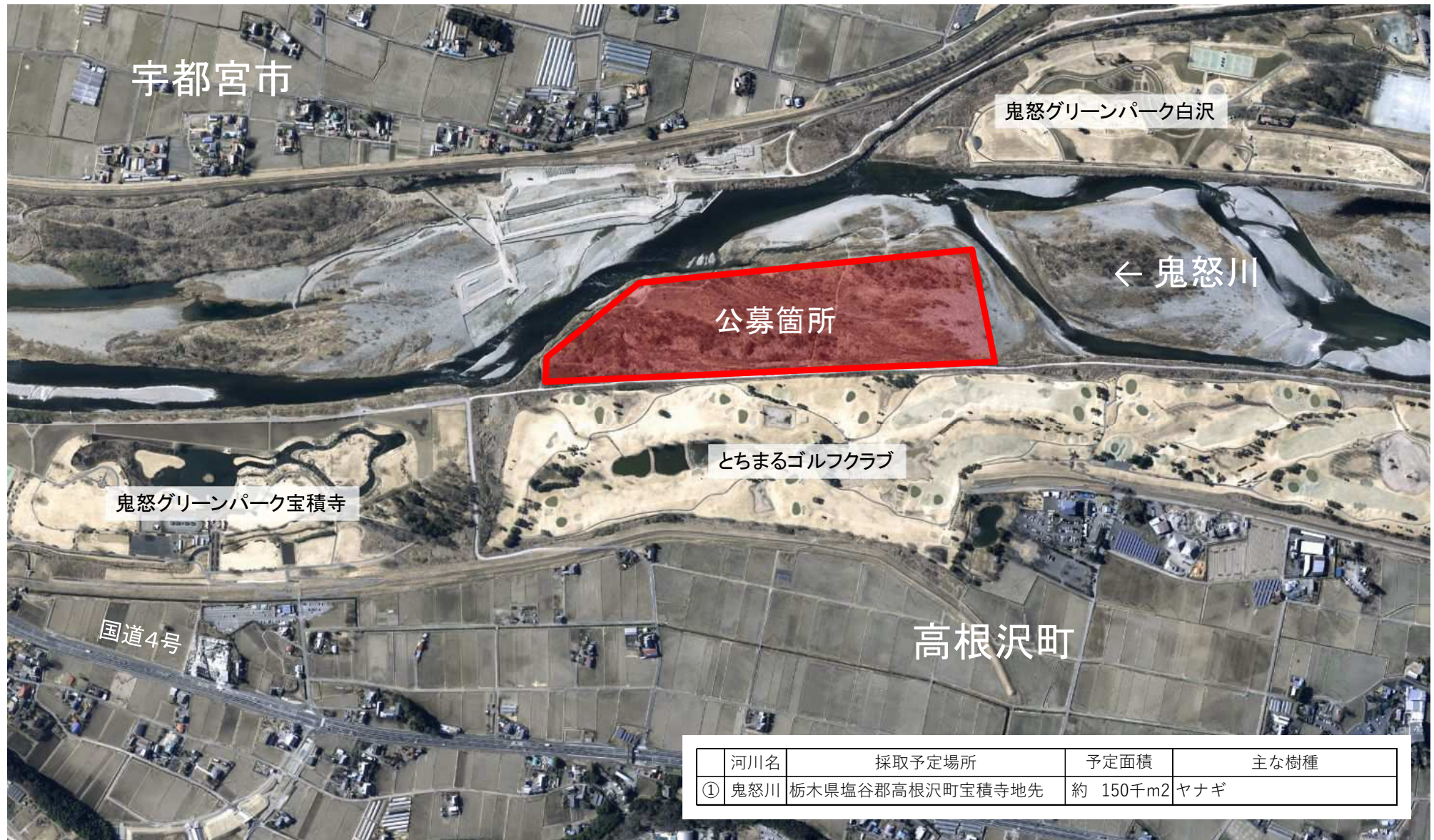
資料－1

公募型樹木等採取位置図



	河川名	採取予定場所	予定面積	主な樹種
①	鬼怒川	栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先	約 150千m ²	ヤナギ
②	鬼怒川	栃木県真岡市下籠谷地先	約 4千m ²	ヤナギ、ハリエンジュ、竹
③	小貝川	茨城県つくば市吉沼地先	約 7千m ²	エノキ
④	小貝川	茨城県常総市豊田地先	約 4千m ²	ヤナギ
⑤	小貝川	茨城県取手市櫛木地先	約 13千m ²	ヤナギ

① 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先【鬼怒川】



	河川名	採取予定場所	予定面積	主な樹種
①	鬼怒川	栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先	約 150千m2	ヤナギ

公募型樹木等採取位置

② 栃木県真岡市下籠谷地先【鬼怒川】

※近隣で工事あり(要調整)



公募型樹木等採取位置

③ 茨城県つくば市吉沼地先【小貝川】

※近隣で工事あり(要調整)



公募型樹木等採取位置

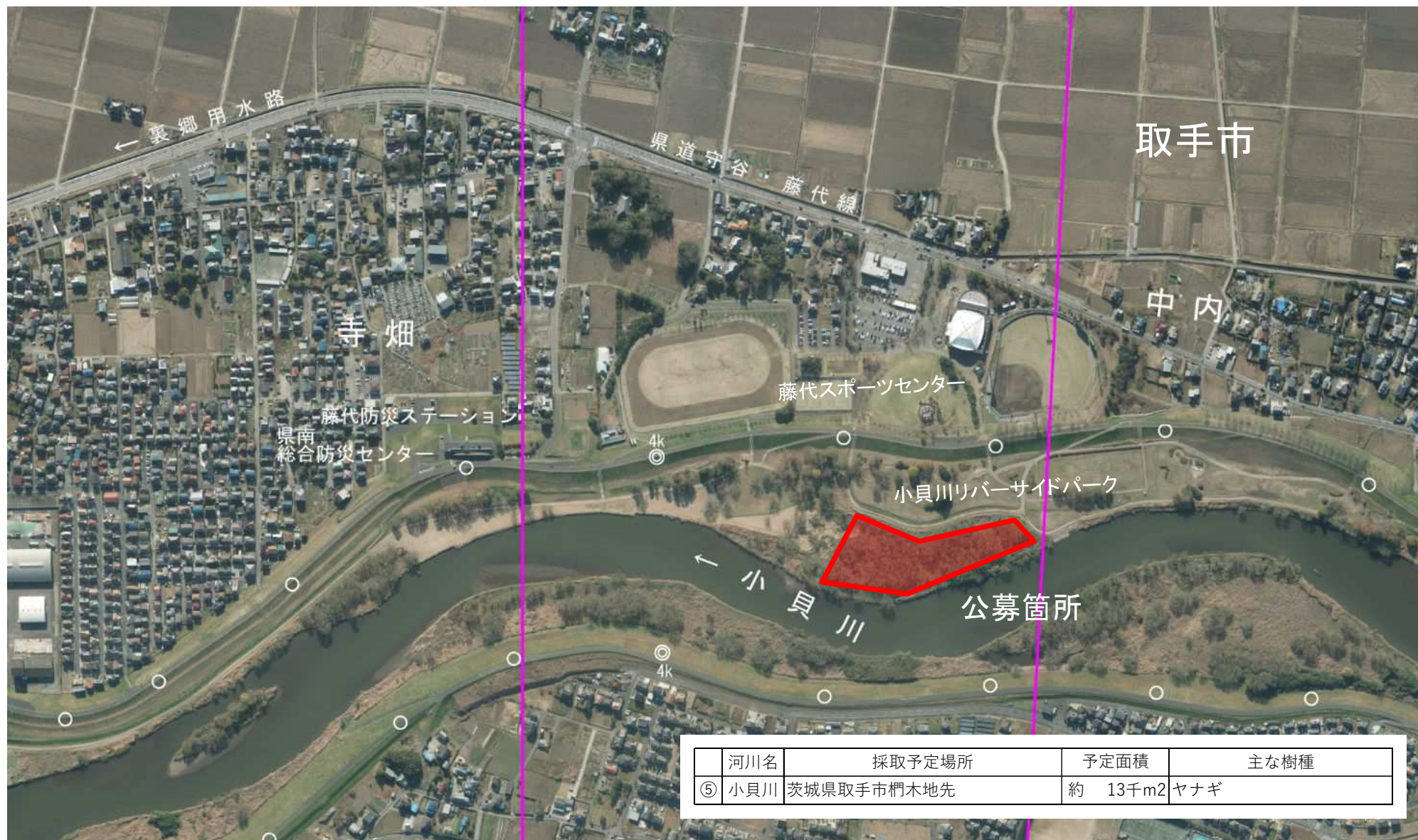
④ 茨城県常総市豊田地先【小貝川】

※近隣で工事あり(要調整)



公募型樹木等採取位置

⑤ 茨城県取手市櫛木地先【小貝川】

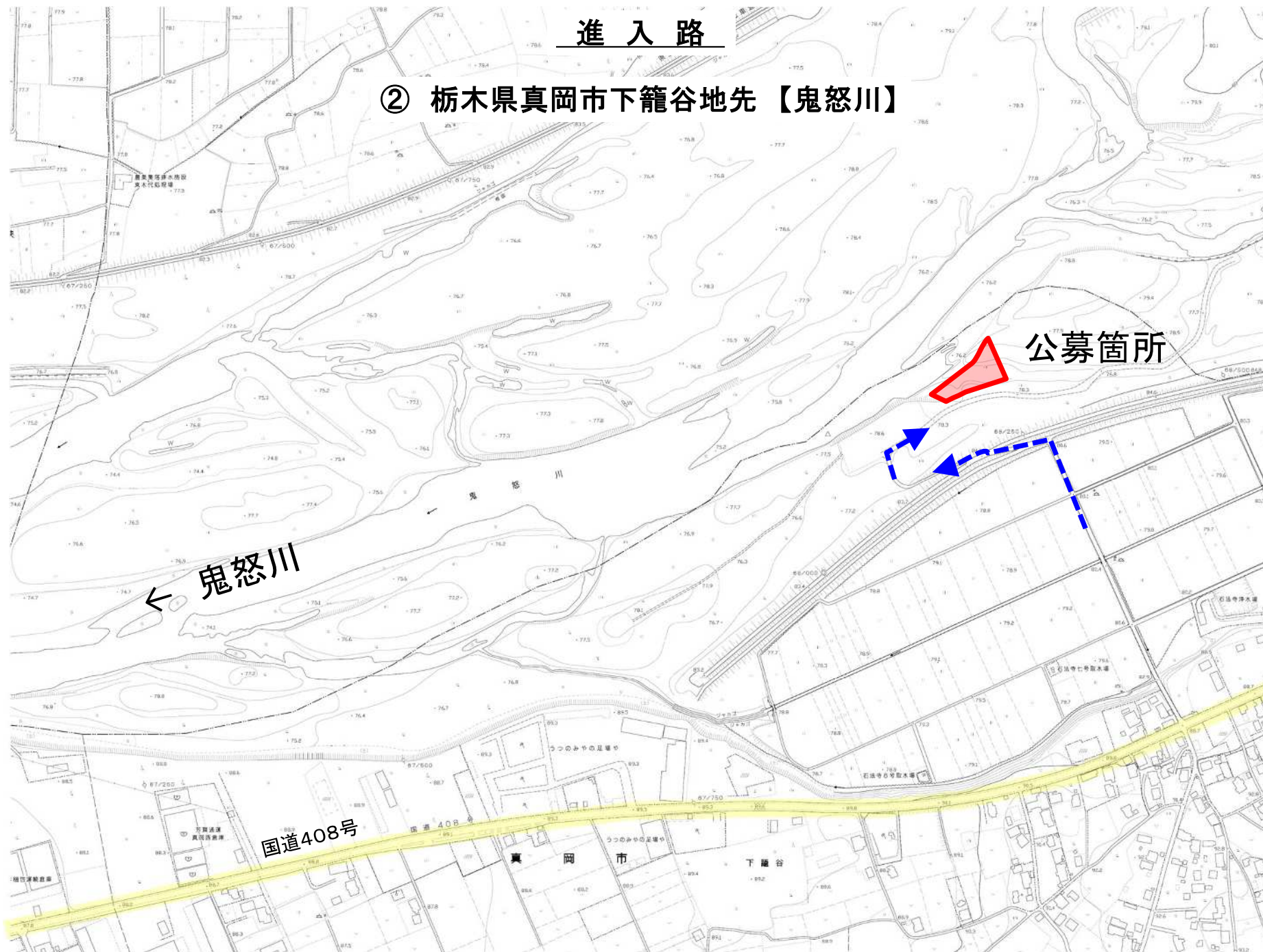


① 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先【鬼怒川】



進 入 路

② 栃木県真岡市下籠谷地先【鬼怒川】



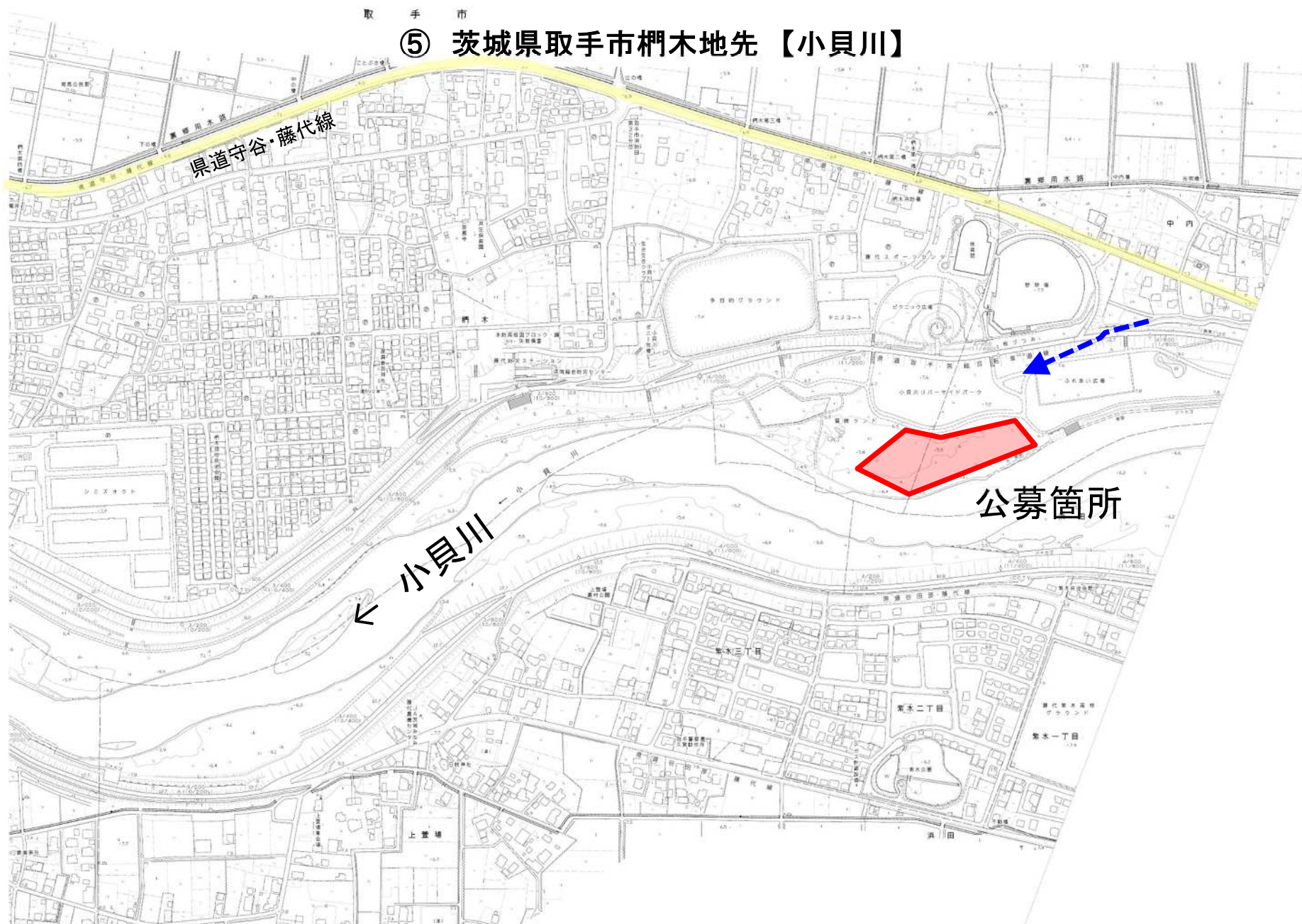
進 入 路

③ 茨城県つくば市吉沼地先【小貝川】



進 入 路

⑤ 茨城県取手市桐木地先【小貝川】



応募様式

令和 年 月 日

関東地方整備局
下館河川事務所長 殿

応募者

☐ 個人 ☐ 団体(企業)

団体名 : _____

氏 名 : _____

住 所 : 〒 _____

メールアドレス : _____

令和6年11月5日付けで公募された河川区域内の樹木採取について応募します。

なお、応募要領について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

2. 採取を希望する河川産出物の使途

☐ 薪(ストーブ、その他燃料等)

☐ その他 (_____)

3. 採取に関する計画

作業予定期間 : 令和 7 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 7 年 ____ 月 ____ 日

上記期間のうち ____ 日間を予定

作業実施者 : 一日当たり ____ 人で実施予定

伐採方法 : ☐ チェンソー

☐ のこぎり

☐ その他 (_____)

運搬方法 : ☐ 軽トラック

☐ ____ tトラック

☐ その他 (_____)

枝葉処理 : ☐ 伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

☐ 1箇所に集積する。

☐ その他 (_____)

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 希望する箇所、面積等

(1)採取を希望する箇所に○印を記入してください。(第5希望まで記入可)

箇所	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望
①栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先 (鬼怒川)					
②栃木県真岡市下籠谷地先 (鬼怒川)					
③茨城県つくば市吉沼地先 (小貝川)					
④茨城県常総市豊田地先 (小貝川)					
⑤茨城県取手市櫛木地先 (小貝川)					

(2)採取を希望する面積または本数を記入してください。

実 施 面 積 : 約 _____ m²

本 数 : 約 _____ 本

5. 現地の確認状況 ※可能な限り、現地を確認してからご応募ください。

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 確認済み☐ まだ確認していない

6. 応募者の連絡先

電話番号 : _____

緊急連絡先 : _____

※緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。

7. 安全対策等の実施の有無

該当する項目にチェックを入れて下さい。

☐ 交通ルールを守り、歩行者や自転車に細心の注意を払うこと。☐ 道路に泥汚れ等を発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は、整理整頓に努める。☐ 作業にあたっては関係法令等を遵守する。

※上記以外に留意するものがあれば記載する。

8. 参加資格の合致状況

該当する項目にチェックを入れて下さい。

☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

別添

令和 年 月 日

関東地方整備局

下館河川事務所 管理課 宛

公募型樹木等採取に関する質問書

令和6年11月5日付けで公募された河川区域内の樹木採取について、質問書を提出します。

質問内容

団 体 名 : _____
氏 名 : _____
住 所 : 〒 _____

電 話 番 号 : _____
メールアドレス : _____

【参考 1】公募型樹木等採取における手続きの流れ

	手続き行程	期間			手続き実施		手続きの手段			手続きに必要な書類 ※ 5
		第 1 回	第 2 回 ※ 1	第 3 回 ※ 1	伐採者	国交省	メール ※ 2	持参 ※ 3	郵送等 ※ 3	
1	採取者の公募	R6.11.5 (火) ~ R7.1.31 (金)				○				
2	応募様式及び説明資料 に対する質問の受領期間	R6.11.5 (火) ~ R6.11.14 (木)	R6.12.2 (月) ~ R6.12.12 (木)	R7.1.6 (月) ~ R7.1.16 (木)	○		○	○	○	・公募型樹木等採取に関する質問書
3	応募様式及び説明資料 に対する質問の回答日	R6.11.20 (水)	R6.12.17 (火)	R7.1.21 (火)		○	○		○	
4	公募型樹木等採取への 応募申請	R6.11.1 (金) ~ R6.11.29 (金)	~ R6.12.27 (金)	~ R7.1.31 (金)	○		○	○	○	・応募様式
5	実施者の選定 選定結果通知	R6.11.29 (金) ~ R6.12.4 (水)	R6.12.27 (金) ~ R7.1.8 (水)	R7.1.31 (金) ~ R7.2.5 (水)		○	○		○	
6	河川法許可の申請 (河川法25条)	R6.12.4 (水) ~ R6.12.19 (木)	R7.1.8 (水) ~ R7.1.23 (木)	R7.2.5 (水) ~ R7.2.20 (木)	○			○	○	・河川法許可申請書 ・作業計画書
7	河川法許可審査 許可書の発行 (河川法25条)	R6.12.19 (木) ~ R7.1.9 (木)	R7.1.23 (木) ~ R7.2.6 (木)	R7.2.20 (木) ~ R7.3.7 (金)		○			○	
8	樹木伐採の着手	R7.1.9 (木) ~	R7.2.6 (木) ~	R7.3.7 (金) ~	○			○	○	・着手届
9	樹木伐採の完了	~ R7.5.30 (金)	~ R7.5.30 (金)	~ R7.5.30 (金)	○			○	○	・完了届

※ 1：第 2 回及び第 3 回の募集については、選定者の採取面積が予定面積に達した場合は終了とさせていただきます。終了する場合は、下館河川事務所ホームページにて公表します。

※ 2：メール送信する場合のメールアドレス E-mail: ktr-shimodate-kanri@ki.mlit.go.jp

※ 3：応募要領を持参、郵送等する場合の住所・連絡先

名称	郵便番号	所在地住所	TEL
下館河川事務所 管理課	〒308-0841	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2169

河川法の申請、着手届、完了届を持参、郵送等する場合の住所・連絡先 **申請書等を持参する場合は、予め電話連絡をして下さい。（職員が不在の場合があります。）**

名称	郵便番号	所在地住所	TEL	対象箇所
下館河川事務所 氏家出張所	〒329-1325	栃木県さくら市大中323-2	028-682-2700	①栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先
下館河川事務所 石井出張所	〒321-0912	栃木県宇都宮市石井町2347	028-667-0570	②栃木県真岡市下籠谷地先
下館河川事務所 水海道出張所	〒303-0003	茨城県常総市水海道橋本町3526-1	0297-22-0245	③茨城県つくば市吉沼地先 ④茨城県常総市豊田地先
下館河川事務所 藤代出張所	〒300-1531	茨城県取手市小浮気144-1	0297-83-5126	⑤茨城県取手市櫛木地先

※ 5：手続きに必要な書類の様式等については、選定結果通知を郵送時に同封します。（選定者のみ）

応募様式（記入例）

令和 年 月 日

関東地方整備局
下館河川事務所長 殿

応募者

☒ 個人 ☐ 団体(企業)

団体名 :

氏 名 : 鬼怒川 太郎

住 所 : 〒 000 - 0000

茨城県〇〇市××町1-2

△△ハイツ304号

メールアドレス : *****@****.jp

令和6年11月5日付けで公募された河川区域内の樹木採取について応募します。
なお、応募要領について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取を希望する河川産出物の種類: 樹 木

2. 採取を希望する河川産出物の用途

☒ 薪(ストーブ、その他燃料等)

☐ その他 ()

3. 採取に関する計画

作業予定期間 : 令和 7 年 3 月 20 日 ~ 令和 7 年 5 月 30 日

上記期間のうち 20 日間を予定

作業実施者 : 一日当たり 2 人で実施予定

伐採方法 : ☒ チェンソー

☐ のこぎり

☐ その他 ()

運搬方法 : ☐ 軽トラック

☐ tトラック

☒ その他 (ハイエース、積載量約1t)

枝葉処理 : ☐ 伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

☒ 1箇所に集積する。

☐ その他 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

応募様式（記入要領）

の箇所に記入、若しくは入力して下さい。

☐ の箇所は、チェック(レ)を入れるか、塗りつぶし(■)をして下さい。

← 個人による応募か、団体による応募かのどちらかにチェックして下さい。

← 団体の場合、団体名を記入して下さい。個人による応募の場合は記入不要です。

← 団体の場合、連絡担当者の所属・氏名を記入して下さい。

← 各種書類を郵送する際の郵便番号、住所を記入して下さい。

← 郵送・持参で申し込まれた方でメールアドレスを記載した方には、送受信確認のために事務所担当からメール連絡をします。可能な限り記入して下さい。

← 応募に当たっては、応募要領の内容を良く確認して下さい。

← 記入は不要です。(今回採取する河川産出物は「樹木」です。)

← その他の目的の具体的な内容を()に記入して下さい。

← 申請時点における予定を記入して下さい。(後ほど変更となっても構いません。)

(採取期間は令和7年5月30日までとなります。)

← 申請時点における予定を記入して下さい。(後ほど変更となっても構いません。)

← その他の方法の具体的な内容を()に記入して下さい。

← トラックの積載重量を、()に記入して下さい。

← 運搬方法とおおよその積載量を()に記入して下さい。

← その他の方法の具体的な内容を()に記入して下さい。

← その他、作業に関する事項を()に記入して下さい。

4. 希望する箇所、面積等

(1)採取を希望する箇所に○印を記入してください。(第5希望まで記入可)

箇所	第1 希望	第2 希望	第3 希望	第4 希望	第5 希望
①栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺地先 (鬼怒川)	○				
②栃木県真岡市下籠谷地先 (鬼怒川)		○			
③茨城県つくば市吉沼地先 (小貝川)					
④茨城県常総市豊田地先 (小貝川)					
⑤茨城県取手市櫛木地先 (小貝川)					

(2)採取を希望する面積または本数を記入してください。

実施面積 : 約 200 m2
本数 : 約 本

5. 現地の確認状況 ※可能な限り、現地を確認してからご応募ください。

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☒ 確認済み ☐ まだ確認していない

6. 応募者の連絡先

電話番号 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ※緊急連絡先は平日の日中に連絡がとれる番号を記入して下さい。
緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

7. 安全対策等の実施の有無

該当する項目にチェックを入れて下さい。

- ☒ 交通ルールを守り、歩行者や自転車に細心の注意を払うこと。
- ☒ 道路に泥汚れ等が発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は、整理整頓に努める。
- ☒ 作業にあたっては関係法令等を遵守する。

※上記以外に留意するものがあれば記載する。

8. 参加資格の合致状況

該当する項目にチェックを入れて下さい。

- ☒ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☒ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ☒ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)
- ☒ 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。(団体(企業)による応募の場合)

← 資料－1(位置図)、資料－2(採取区域図)、資料－3(進入路)、また、現地を確認の上、記入して下さい。

← 採取を希望する箇所に○印を記入して下さい。
上位希望の箇所に当選できなかった場合で、且つ下位希望箇所の応募者等が少なく「空き」ある場合は、下位希望箇所を当選とします。
複数箇所を希望しない場合は、記入しないで下さい。

← 現地確認の有無を記入して下さい。

← 自己申告です。虚偽の記載が無いようにして下さい。
虚偽の記載が発覚した場合は、選定・許可を取り消す場合があります。

← 自己申告です。虚偽の記載が無いようにして下さい。
虚偽の記載が発覚した場合は、選定・許可を取り消す場合があります。